

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その6）

令和2年3月14日
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

- スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。
- 14日、スウェーデン外務省は、新型コロナウイルスの広範な感染拡大及び旅行者にとって急速に変化する不確実な状況にかんがみ、すべての国への不要不急な渡航を4月14日まで行わないようにとの勧告を発出しました。
- これまで個別の国及び地域を対象にした、すべての渡航を行わないようにとの勧告は引き続き有効です。

【本文】

1 スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。

3月14日現在の感染者数の累計は**924名**です。

公衆衛生庁ホームページ（感染者数等）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/coronavirus-wuhan-kina-januari-2020/>

2 3月14日、スウェーデン外務省は、新型コロナウイルスの広範な感染拡大及び旅行者にとって急速に変化する不確実な状況にかんがみ、すべての国への不要不急な渡航を4月14日まで行わないようにとの勧告を発出しました。なお、これまで個別の国及び地域を対象にした、すべての渡航を行わないようにとの勧告は引き続き有効です。

スウェーデン外務省プレスリリース（英語）

<https://www.government.se/press-releases/2020/03/ministry-for-foreign-affairs-advises-against-non-essential-travel-to-all-countries/>

3 スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。

4 既に感染症例が確認されている国からスウェーデンに入国した方で入国した日から2週間以内に熱、のどの痛みや咳などの症状が出た場合は直ちに1177番（スウェーデン医療相談窓口）へ電話し指示を受けてください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診

断された場合は、当館まで御一報願います。

5 現在のところ、日本への渡航制限や日本からの入国制限措置はとられていません。引き続き、平常の感染予防対策をとっていただくとともに、最新情報の入手に努めてください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/aktuellt/nytt-coronavirus-2019-ncov/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp/

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願い致します。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>